

「百条調査権」は、伝家の宝刀ともいわれ、強制力を伴っており、関係者の証言（証人尋問）や記録の提出を求めることができます。また、証言拒否や虚偽の証言を行った場合には、議会の議決で告発ができることになっています。証人尋問は、1月7日(火)から2月13日(木)の間で合わせて11日間、延べ50人を超える関係者に調査事項に沿って尋問を行いました。

原則公開は意識しながら、疑義の解明に向けて、特に「証人の自由な発言の確保」も合わせて高めていく必要がありました。疑義の解明という目的であったとしても、証人が証言することによって不利益を被ることを限りなく防がなければならないという考えのもと、証人のプライバシー等への配慮から「公開」ではなく一部「秘密会（完全非公開）」の対応をせざるを得なかったことについて、ご理解いただけますと幸いです。

関係者の証言を求めるにあたり、金子裕市長以下、現在、佐野市の部長職以上の職にある関係者は基本的に「公開」、それ以外は「秘密会」で行われました(一部例外あり)。

【証人尋問と関係書類の調査でわかってきたこと・・・】

証人尋問と関係書類の調査で判明したことを3つのポイントに分けてお伝えしたいと思います。

～ポイント1～

まず、令和3年7月に募集要項が公表された後、応募予定者の質問書によって8月23日付で募集要項の「応募資格」が変更・追加となった件についてです。「一度公表された募集要項の変更は、通常あり得ない」、「市長から話がなければ変更しない」という当時の関係職員の証言にあるように、通常ではあり得ないことが起きてしまった背景に金子市長の関与があったかどうかがポイントです。

別の証言では、「市長室に呼び出され、募集要項にPFIの実績を追加するよう指示された」という金子市長からの明確な指示が明らかになりましたが、金子市長は後日行われた証人尋問でそれを「指示はしていない」、「質問書の内容は記憶にない」、「私が呼んだのではない、所管課職員が来た」と全面否定しました。しかし、金子市長は「(募集要項の)変更が可能かどうか担当副市長に確認した」という証言をしています。質問書の内容は記憶していないのに、担当副市長にこの件について確認したという証言は全く整合性が取れません。しかしながら、金子市長は募集要項の変更・追加に関し、関与していないとの立場を貫きました。

そのような中で、一般的に指定管理者制度では応募予定者との接触が禁止されているにも関わらず、金子市長は同時期に(株)極東体育施設の元社長と市長室で面会を行っていました。金子市長の認識の甘さが浮き彫りとなりました。

～ポイント2～

次に、指定管理者の選定は、まず所管課(今回は当時のスポーツ立市推進課)で応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査、次に行政経営課のもとで申請者からのプレゼンテーションを踏まえて選定委員会にて採点を行う第2次審査を行います。

第1次審査ではいくつか審査項目のある中で「税の滞納がないこと」という項目があるにも関わらず、納税の未納、結果的に滞納が見逃されていたことが委員会の調査で明らかになりました。これはそもそも応募ができない欠格事項に該当します。また、第2次審査における選定委員会の委員長である飯塚副市長による印象操作とも思える執拗な質問や財務状況の悪化に関して

一切質問が出なかった不自然さなど、審査過程全般にわたり疑義がさらに深まりました。

～ポイント3～

最後に、金子市長は県議時代に(株)極東体育施設の関連会社である(株)アスコンサルティング(当時、社長が同じ)と業務委託契約を結び、月15万円の顧問料を約3年間にわたり受け取っていました。その際の業務委託契約書の原本を委員会として確認しましたが、日付が鉛筆書き、収入印紙の金額が不適切など、契約書として体を成していませんでした。「顧問料をもらっていたことが(株)極東体育施設を選ばなければならなかったひとつの理由・動機なのではないか」という菅原委員長の尋問に対し、即座に「動機とか理由にはなっていない」と証言しました。

(株)アスコンサルティングとの業務委託契約の内容や実態について、(株)極東体育施設の元社長と当該事業所の社員、金子市長のそれぞれの証言の食い違いも明らかになりました。また、令和3年の佐野市長選挙に関し、(株)極東体育施設の関連会社社員が選挙活動などに動員・応援に入っていたことも明らかになりました。

「親密な関係を断ち切れないうまま、(株)極東体育施設の元社長からの働きかけを拒むことができず、今回のような異例の事態につながったのではないか」という菅原委員長の尋問に対し、金子市長は「それは委員長の考えだ」と切り捨てました。

【最後に・・・】

まずは様々な葛藤の中で証言をした関係者の方々の勇気と決断、真実を明らかにしたいという正義感に心から敬意を表します。

私は、固い覚悟と責任のもとに昨年12月定例会での100条調査権委任の決議案に賛成し、委員会に臨みました。一昨年12月に委員会が立ち上がる前から一連の問題に関して、多くの市民の皆さまから様々な声をいただきました。それらを踏まえた上で、議員として活動をしてきたつもりです。ひとりでも多くの市民の皆さまにご納得いただけるように、委員会の委員として、最後までその責任を果たしてまいります。

2月定例会最終日までに最終報告書を取りまとめ、公表を予定しています。

今回、紙面のスペースの関係で一部分のみの紹介となりましたことをお許しいただければと思います。

どうか私の活動に対し、引き続き、市民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

(別紙)	
指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査について	
令和 6 年 11 月 20 日 指定管理者制度の在り方調査特別委員会	
【調査の目的】	
指定管理者制度の在り方を見直す上で、書面検査等で指摘された疑義の解明が必要であるが、地方自治法第九十八条第一項に基づく検査権ではその解明が難しいことから、同法第百条に基づく調査権により疑義の解明を目指すことを目的とする。	
【調査の内容】	
指定管理者の「募集」並びに「選定」の過程において指摘された疑義を調査の対象とし、その二つの過程に携った関係者及び、それらに関連し疑義の生じた関係者の証言を求めることで、事実に基づく疑義の解明に向けた調査を行うものである。 なお、具体的な調査事項としては、以下の3点とする。	
【調査事項】	
1. <u>募集要項の変更における疑義について</u> 『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』における疑義に対する執行部の書面での回答において、「今回の修正は、応募予定事業者から『佐野市アリーナためま等 7 施設指定管理募集要項にある複数の屋内外体育施設を一括管理する指定管理者実績を有することがないのはなぜか。また、PFI の構成員等の運営実績を含めてよいか』との質問を受けたことに起因する」とのことであった。 しかし、指定管理者の公募に際して令和 3 年 7 月に示された募集要項が、翌 8 月に前記の応募予定者の質問書によって変更となり、しかも、追加された要件が、質問書を提出した事業者、又は、共同する事業者が有する要件（具体的には PFI 実績又は、複数の施設を一括管理する指定管理者実績）であったことは、その応募者を利する為の要項の変更であったと捉えられる。 つまり、募集要項の変更により応募を断念した事業者がいた可能性も含めると、著しく公平性、公正性を欠くものであり、変更の必然性と正当性についての説明、並びに特定の事業者への配慮や、他からの働きかけが無かったのか等について、関係者の証言を求めるものである。	

2. <u>選定過程における疑義について</u> 『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』において、「疑義の仕方と内容に偏りがあつた」また「恣意的な質疑が行われた」といった疑義があるとの指摘に対し、執行部の書面での回答において、「当該推薦状がどういったものなのかを確認するための質疑」であり、また「質疑の仕方や質疑内容に不自然な点は無いと考えており、偏りがあつた・恣意的な質疑が行われたという認識はございません」とのことであつた。 しかし、他の質疑に対し、「関心表明書と団体推薦状につきましては提出を求めてはならず、選定に活用することもない」と回答しているにも関わらず、選定委員による審査において「推薦状」に関する質疑が複数の委員から行われた上、最後に委員長からも「推薦状」に関し質疑が繰り返されたことは極めて異例なことである。 しかも、応募資格の欠格事由に該当する重要な事項（具体的には納税状況の瑕疵）に対しては、何ら疑義を持つことなく見過ごしていた一方で、先に述べた「推薦状」に対して複数の委員が疑義を持っていたこと自体、極めて不自然なことであり、偏りのある評価、並びに恣意的な質疑等に対し、関係者の証言を求めるものである。	
3. <u>市長と当該事業者との関係性に関する疑義について</u> 前述の「募集」、並びに「選定」における疑義の背景として特筆すべきは、金子市長が県議時代に、今回指定管理者として指定後 1 年半で破綻に至った事業者と顧問契約を締結し、長期にわたり月 15 万円の顧問料を受け取っていた事実が、議会質問を通じて明らかになったことと、顧問契約を解消した 4 か月後に行われた市長選挙において、当該事業者と思われる関係者が、金子市長後援会事務所に多数足を運んでいた、という証言が複数寄せられていることである。 そして、市長当選の 3 か月後に今回の指定管理者の公募が行われ、その過程において、先に指摘した募集要項の変更、並びに選定委員会での偏りのある評価や、恣意的な質疑がなされたことから、「関係性が断ち切れない中で指定管理者の選定に至ったのではないのか？」といった、市長と当該事業者との関係性に疑義が生じ、その実態の解明を抜きにすれば、根本的な疑義の解明には至らないものと考ええるものである。 そこで、そのような関係性が、指定管理者の「募集」、並びに「選定」に対して影響を及ぼすようなものであったのか否か、等について実態の解明が必要であり、下記項目に関し関係者の証言を求めるものである。 ①金子市長の県議時代のアスコンサルティングとの顧問契約書の内容について ②市長選挙の際の、金子市長後援会事務所と当該関連団体との関わりについて ③市長就任後の、金子市長と当該事業者との面談について	
以上	